平成２３年（フ）第７６２号
岡山県備前市浦伊部827番地３
債務者　藤原美枝子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
岡山市南区万倍121番地６　西市市営住宅12―401
債務者　武田　佳代（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
釧路市芦野３丁目34番125号、住民票上の住所釧路市双葉町13番２号
債務者　柳谷　英介（旧姓手戸）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
北海道釧路郡釧路町柏西３丁目２番地
債務者　高橋　義彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
岡山県津山市勝部725番地25
債務者　中川　和枝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２０９１号
東京都港区北青山３丁目４―19―304
債務者　倉元　順子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１７７号
東京都江東区大島５丁目45―９―417
債務者　中澤　弘一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２１３号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋６丁目28―27―305
債務者　長谷川　丈
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２０号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目７―18―102
債務者　大保美由紀
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２７号
東京都文京区千駄木２丁目６－３　たちばなハイツ
債務者　小檜山しげみ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２８号
東京都荒川区南千住５丁目43―18
債務者　間宮　篤彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４３号
東京都板橋区清水町51―２―102
債務者　鈴木　優実
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４６号
東京都墨田区業平１丁目10―８―601
債務者　小島　博功
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４７号
東京都墨田区立花１丁目27―５―610
債務者　菅谷　一子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４９号
東京都江東区大島６丁目１―１―402
債務者　石川　浩之
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部